

## 薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について（下）

及川 亘

## 【史料解説】

今回は薬師寺本坊に所蔵される休岡八幡宮の遷宮記録のうち、近世のもの、すなわち④「薬師寺八幡宮下遷宮之事」一冊（寛永十七年）、⑤「八幡宮上葺下遷宮之帳」一冊（寛文十一年）、⑥「遷宮行例次第」一冊（寛文十一年）、⑦「八幡宮上葺修復日記」一冊（享保三年）⑧「正遷宮之記」一冊（宝暦七年）を翻刻・紹介したい。

天正十三年に豊臣秀長が郡山に入部して以降の薬師寺は、「今度国替以来、寺領之事者堪落在之<sup>1)</sup>」という状態で、経済的な基盤を失い、戦国期には学侶・堂方合わせて四十五人余りもいた寺院組織も縮小を余儀なくされている<sup>2)</sup>。その後、慶長五年になって、ようやく郡山城主増田長盛の寄進を受けて金堂の修造が叶い、七年には徳川家康の寺社再興政策の一環として検使が入り、三百石の朱印地が与えられて<sup>3)</sup>、辛うじて寺家経営が安定することとなったが、その規模は格段に縮小され、近世の八幡宮の遷宮にも影を落とすことになる。

近世になって最初の遷宮は、慶長八年に豊臣秀頼が片桐且元を奉行として本殿・瑞垣・楼門ほかを寄進した時に行われた<sup>4)</sup>。この時の遷宮に関するまとまった記録は残されていないが、当時の棟札が残され<sup>5)</sup>、「西院堂方諸日記<sup>6)</sup>」にも関連記事があり、二月二十七日に下遷宮、六月二十六日に上遷宮を済ませたことが分かる。国の重要文化財に指定されている

現存の本殿はこの時のものである。つまり近世の八幡宮の遷宮は、全面的な造替が行われることはなく、屋根の葺き替えを中心として部分的な修造に留まるものであった。

次に④～⑧を個別に見ておく。

④は寛永十七年の遷宮に関する記録である。記主は胤円。料紙は楮紙を用い、縦二四・二厘、横一七・五厘、袋綴装で表紙とも一六丁、内二丁が白紙で、欠損はない。

慶長八年の造営時の遷宮記録を欠くため、永正十二年の記録を参照したとされるが、今回の修造は屋根の葺き替えに留まるものであった。慶長八年の遷宮からは三十五年目に当たり、当時も何とか式年を守ろうとする意識が働いていたものと思われる。しかし「永正之比ハ上代ニノ本知所領之事ナレハ、全盛之至也、今漸々三百石知行ノ貧々ノ為体、為寺家難調、」（一才）とあるように、薬師寺もまた大部分の経営基盤を失って僅かばかりの朱印地からの収入に頼るようになり、永正度のような大々的な遷宮を行うことはできなくなりました。公儀への助成の請願もかないがたく、何とかやりくりをした様子が冒頭部分の記述から分かる。また金堂の二階に遷殿を設け、神体を神輿で八幡宮本殿から遷殿へ遷し（下遷宮）、また修造成った本殿へ戻す（上遷宮）手順が具体的に記されている。末尾には五条村鎮守の養天満宮の遷宮に関する記事が付記

される。

⑤・⑥は寛文十一年の遷宮に関する記録である。⑤は記主仲経。料紙は楮紙を用い、縦二四・二糶、横一七・三糶、袋綴装で表紙とも一四丁で、欠損はない。⑥は記主不明。料紙は楮紙を用い、縦三一・六糶、横二四・四糶、袋綴装で表紙とも五丁で、こちらも欠損はない。

この時は本殿・脇社・中門の屋根の葺き替えが行われた。前回の寛永十七年より三十二年目に当たる。⑥は松明を掲げる場所・本数と神輿の行列の次第を摘記したものであるが、⑤と比べて次第に異同がある。⑥は記主の記名がないが、⑤とは筆跡が異なっている。

⑦は享保三年の遷宮に関する記録である。記主は高範。料紙は楮紙を用い、縦二四・五糶、横一七・三糶、袋綴装で表紙とも二〇丁、内二丁白紙で欠損はない。

今回は全面的な屋根の葺き替えも行われず、部分的な修復に留まる。そのため遷宮も「仮遷宮」(二オ)という扱いである。前回の寛文十一年との間に「地藏院長雅年預之節修復を加へ畢」(一オ)とするが、これは「長雅時節ハ修復ノ事ナレハ荒神供無之」(二ウ)と、修復のみで遷宮として認められるものではなかった。下遷宮の前には荒神供を修するのが通例であり、今回の「仮遷宮」ではそれに準じている。<sup>(7)</sup> 本文には、具体的な修造箇所と経費が記される。また社殿(本殿・脇社)の指図が付され、僧形八満宮・神宮皇后・玉依姫の三神のほか十九所明神の配置が分かる。

また注目される点として、それまで唐招提寺の長老を招請して行っていた灑水が、内部の寺僧によってなされているということが挙げられる(二三オウ)。これは「仮遷宮」という扱いによるものかもしれないが、ちょうどこの時期に唐招提寺の白衣方をめぐって薬師寺と唐招提寺の間で相論があったことも関係しているものと思われる。<sup>(8)</sup>

⑧は宝暦七年の遷宮に関する記録である。記主は英弁。料紙は楮紙を用い、縦二五・三糶、横一七・二糶、袋綴装で表紙とも一八丁、内三丁白紙で欠損はない。

今回は正遷宮とされ、御殿の葺き替え、南の仮屋(「南之御廊」)の修復が行われたが、修造そのものに関する記述は少なく、主に遷宮に伴って開帳を行う許可を奈良奉行に対して申請した際の遣り取りや、また奈良・郡山・高田など各地に宣伝の立札を立てた様子が記される。また、下遷宮の作法などについて「委細別記之」(一オ)とするが、それに相当する記録は見出せない。宝暦頃は全国的に見ても資金集めのための開帳が盛んに行われた時期であり、<sup>(9)</sup> 薬師寺もまた修造費用の捻出を目論んだものと思われる。薬師寺における近世的な寺社経営への変革が見取れる。

#### 註

(1) 「衆会評定掟法目録事」六ウ(『薬師寺史料』第一函第三号)。この記録は『上下公文所要録』として知られる三輩集会(学侶全体の集会)の評定記録と一体をなすもので、涌井美香「戦国期薬師寺評定記録」(勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』山川出版社、二〇〇四年、以下『勝俣論集』とする)に翻刻がある。

(2) 天正年間末には学・堂合わせて三十人程度、元和年間には同じく二十人程度となる。『勝俣論集』用語編、「三輩」の項参照。

(3) 天文十五年の遷宮から五十八年目に当たる。この間、遷宮が行われたという記録はない。八幡宮の堂舎の修造の記録としては文禄五(慶長元)年間七月の大地震の時のものがある。薬師寺は西院堂や東西両門が倒壊するなど大きな被害を受けたが、八幡宮もまた南北の廊(南北座小屋)を大破してしまった。北廊の棟木に同年十月二十二日付の銘が、南廊にも年欠ながら同時期の棟木銘が残されているので、厳しい経済状況にも

かわらず早くも修復されたことが分かる。『奈良六大寺大観 六 薬師寺』(岩波書店、一九六七年)の「八幡神社殿」の解説、及び『薬師寺』(里文出版、一九九〇年)の年表参照。遷宮を伴わないものも含めて、なお中近世の八幡宮の修造・修復については、これらに簡潔にまとめられている。

(4) 『上下公文所要録』九五ウ、『薬師寺志』。

(5) 前註(3)に挙げた『奈良六大寺大観 六 薬師寺』に棟札本文の翻刻がある。

(6) 『西院堂方諸日記』二九ウ〜三一ウ。『勝俣論集』史料編に高田陽介・及川による翻刻がある。この記録には永正・寛永・寛文期の遷宮についても西院に関連する記事があるので、併せて参照されたい。

(7) 長雅は元禄年中に年預を務めた人物である。記録上確認できる近い時期の八幡宮の修造の記録としては、宝永四年十月の大地震により楼門と御廊(仮屋)に被害を受け、修復が施されたことが挙げられるが(『西院堂方諸日記』四七オ)、長雅は宝永二年に引退しているので(『薬師寺史料』第二九―一函第一五号)、彼が年預の際の修造は別に求めなければならぬ。また『薬師寺古記録抜萃』(『大日本仏教全書』第一二〇、寺誌叢書四所収)によると、元禄十二年に伽藍再興の願書を幕府に提出しているが、この時の修造が八幡宮まで含むものであったか定かではない。

(8) このことは本質的には、近世に入って両寺の寺家が寺辺郷の直接支配による経営から朱印地からの収入による経営に転換を余儀なくされた結果として、かつては白衣方を通じて重なり合う関係にあった両寺が、相互に独立性を強めたことによるものである。なお、唐招提寺白衣方との時の相論の内容などについては、及川「戦国期の薬師寺と唐招提寺」(『勝俣論集』)を参照されたい。

(9) 比留間尚「江戸開帳年表」(西山松之助編『江戸町人の研究』第二巻、吉川弘文館、一九七三年)によると、宝暦の十三ヶ年の間に江戸だけでも延べ一八〇回余りもの開帳が行われている。

## 補記

前号掲載の本稿(上)において、史料①を永正十二年の八幡宮造替に関わるものとしたが、西瀬英紀氏より永正十一年の誤りであるとのこと指摘をいただいた。確かに、史料②冒頭の「自甲戌造替十二年目二修之」(甲戌は永正十一年に当たる)という注記や、『西院堂方諸日記』(『勝俣論集』)の「一八幡宮造替事、永正十一年甲戌十月廿六日亥時在之、」(二二オ)の記述などから明らかである。基本的かつ重大なミスで汗顔の至りであるが、ここで誤りを確認するとともに、ご指摘下さった西瀬英紀氏には紙上を借りてお礼申し上げる。

## 凡例

- 一 漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部正字も用いた。また変体仮名は現代の仮名に改めた。
- 一 本文は追込みとしたが、行変りは「 $\sphericalangle$ 」で表し、丁変りは該当箇所にて丁数・表裏を傍注した。
- 一 表紙・付箋・押紙・異筆等は「 $\square$ 」内に記して本文と区別し、( )で傍注した。
- 一 校訂注は「 $\sim$ 」で傍注した。
- 一 虫損等により判読できない箇所は $\square$ で表した。
- 一 本文中に適宜読点・並列点を加えた。

【史料本文】

④ 薬師寺八幡宮下遷宮之事（寛永十七年）

〔表紙〕 寛永十七年庚辰

八幡宮神事  
薬師寺八幡宮下遷宮之事  
養天満宮遷宮

五月廿八日 胤円得業

寛永七年庚辰六月十七日八幡宮下遷宮、／今度者蓋ヲ綴上葺計也、此跡ニ豊臣朝臣／秀頼公ヨリ慶長八年癸卯ノ年御造営雖／被成、其旧記不見間、此度者百廿七年跡ニ永正十一ノ年甲戌年之造営在之旧記、養勝院ヨリ／出ル間、其形儀ヲ以太概下知在之者也、乍去、永正ノ比ハ上代ニノ本知所領之事ナレハ、全盛之至也、今ノ漸々三百石知行ノ貧々ノ為体、為寺家難調、／上聞ニ者難達、併太破ニノ雨露之入御殿事、／難儀之至也、然間去々年寅八月ニ神道灌頂／東院之堂ニ而令執行、左様之布施物、又花ノ新頭ノ役為積錢現米八石ツ、積直、諸事被調始末也、但、／堂前之造花ハ四瓶頭役ニ被造、祝酒料ニ八石ツ、被出也、／尼定観房尊盛・堯経房宗秀被積衆也、此造営ノ之事、去年ニ雖思立、郡山下総守殿播州へ国替、自他ノ之噪ニ付延引也、当年者早々春中ニモ造／營可在之覚語之処、神主兵庫・秀佐日光山／東照権現廿五忌之弔ニ衆人役ニ罷下ニ付、延引／在之、漸々五月下旬に神主上リ被申候間、追付可ノ致造営覚語ニ而幸徳井へ日取之事以折紙申／遣候処、六月十七日と申来候事、

一 経円法印任旧記、前広ニ荒神供被折禱可然旨ノ評定也、昔之旧記ニハ招提寺長老ニ立被申候由ナレトモ、／此度者八幡宮之廊ニ而五月廿八日ニ光英法印・長覚房／実胤・堯円房胤秀、堂方長賢房・春覚房・春教房、／以上六人シテ廿壹座被祈体也、其外残学侶衆／・堂方衆千巻心経末座ニテ在之、赤飯・豆腐ノ／吹物壹献之義式在之、又金堂ニテモ廿九日二千巻心経在之、

一 経円法印之永正之旧記ニ四ヶ郷白衣之御供七十人ノ余在之、只今之事者四ヶ郷家ノ俣ニ不成候間、不ノ及是非義也、乍去、庄や衆荒神供之剋よひよせ、／壹献させ、先規之通者如此ナレトモ、只今之事者是非ノ二共不謂間、心指之人々者白衣ニ而成共、又ハ上下、／其外袴・肩衣ニ而成共、御供可仕旨被申渡也、／前三日之精進也、

一 神主十一日ヨリ精進ニ入被申畢、神主別火料之事、／何角と異儀ニ雖在之、今程之事ハ蓋さへ綴ノ直事ナレハ、式姓ニハ成間敷間、壹石五斗下遷宮、／上遷宮兩度に相渡、其通ニ而調、別火被致畢、

一 神人壹藤・二藤別火料之事、下遷宮・上遷宮ノ兩度に式斗ツ、相渡畢、合京升四斗也、下遷宮ノ之前七日、上遷宮ノ之前七日別火也、

一 仕丁一藤・二藤、昔之旧記仁赤衣着由ナレトモ、／此比不弁ノ赤衣着間、堅此度赤衣着候而出ノ仕可仕旨申付了、此度壹藤広次・二藤元吉ノに被補任畢、八幡造営ニ付、昔旧記ニハ千早之ノ布壹端ツ、取由又風防百五十文取由見タリ、／此度者何角取不放、其沙汰無之、

一 下遷宮之夜御神供之事、八幡宮ニ而出立仁、京升壹斗ノ神主ニ下行、金堂ニテヲチツキノ御供ニ京升壹斗、／合式斗神主ニ下行也、後日ニ三日之間御供ノ進之畢、是ハ京升五升宛下行、合壹斗五升也、

一 御輿洗事、金堂ノ北戸ノ外ニ新キクラカケニノ脚直テ其上ニ直、神人壹藤よひよせ洗七畢、遷殿之ノ二階之事、卅余回之焙燥事之外在之間、人足ニノ人召寄、河水ヲ汲洗七畢、昔之旧記ニハ二階之掃除ノスル事、西院当行衆役ト見エタリ、今ハ其沙汰無之、

一 御輿ハル事、神主一円沙汰也、御屏風ツ、ム紙、十九所ニノキスル紙、駒犬ニキスル紙、御幣、萬ニアツ紙三帖神主ニ下行、

一 御輿ノ蓋者アツカミニテハリ、檜皮色ニ繪ノ具ニテノ彩色也、玉ハ銀白ニテタミ、フクハハ油煙ニテヌリ、升形ノ者白紙ニテハル也、是モ神主役ト見エタリ、乍去、神主ノ無調法成故、細工ノ器用成寺僧衆合

力ト見タリ、

一御輿之廻、先規者白紙ニテハル分ト見タリ、乍去、／今度者世間花色成間、白紙之分如何可在之ト／云評定ニテ、寺ニ新キ一度モ不懸青甲有之ヲ、／<sup>(五)</sup>二帖ヌイ次テ引也、水引ニハ新キ純子<sup>(懸)</sup>在之ヲ／引廻畢、然処ニ神主御輿ノ廻ノ分ハ神主拝領／スル被申候間、上下遷宮ヲ銀子五匁ニフセヲ相渡畢、

一御輿四ツノ角ニアツカミニテ、ウラ・面テ銀白ニテダミ、／小幡ヲシテ懸畢、

一御輿ノ内荒コモ壹反・茅コモ壹反、其上ニ綿壹反／壹尺四寸敷テ遷畢、又綿壹丈買、戸帳ニ懸畢、／是モ神主拝領也、荒コモ・茅コモ拵事神人一藤役也、

一蠟燭四丁神主ヘ相渡申候、是ハ御殿之内ニモ灯、／<sup>(五)</sup>御神供進之候時モ御前之外ニ灯用意也、

一千早之布壹端神主ヘ下行、  
一覆面ノ布・手袋・下帯下行、

一御前之キザハシカラ中門迄敷布、壹端神主ヘ下行、／金堂ノ二階之ハシニモ敷由、神主被申候ヘ共、今／度諸事勘略之間、八幡ニ而敷タル布ヲ敷候／ヘト申渡候也、

一御幣ノ本布・御輿ヌクイ布少下行在之、  
一十九所ノ結布、一御屏風ノ結布壹端下行在之、

一神人一藤千早布壹端下行在之、昔之旧記／ニハ二藤ニモ千早在之由ナレトモ、今者其沙汰無之、

一金堂ノ二階ノ上、北ノ方之西東ノ柱ニ灯ガイニツ打、／油火灯畢、

一二階之上リハシノ真中ニ左右ニ蠟燭ニ丁灯畢、  
一二階之上リハシノ真中ニ在之堂ノヌキヲ取也、是ヲ／<sup>(六)</sup>不取レハ御輿不上也、昔々如此也、

一遷宮有テ御神供モ相濟、其後寺ヲ神主ノ方ヘ指樽壹荷祝儀ニ遣了、昔之旧記ニハ不見ノトモ、此先之遷宮ニモ如此アリツル由、樂人衆申候間、／ヲカシカラサル事トテ只今モ如此也、

一麗水ニ招提寺長老代ニ湯屋坊被越畢、定日承仕／宗賢以年預ヘ申遣了、布施物之事、先規者兩度に／式貫文ナレトモ今度之儀ハ勸進奉加以テ

致事候間、／兩度壹貫文ニ而可被御寄進旨申遣候歟、<sup>(七)</sup>少學頭金堂ニ待テ居テ遷殿ノ麗水過申、／其方八幡ヘ同道也、北ノ方ノ御廊ニ且待テ被居也、

一御輿金堂方当行衆カイト北ノ御廊ノ門方入、新／<sup>(懸)</sup>藏懸ノ上ニ直也、又上遷宮相濟畢テ、御輿ヲ／当行衆カイト金堂ニ入置也、御輿之布ツナヲハ／<sup>(行)</sup>当藏衆拝領也、是モ下遷宮ノ時ト上遷宮ノ時ト別々／に取由也、

乍去、今度者神主取事共茂、下遷宮ノ時之／道具ワ上遷宮ノ役ニ立させ候間、其通ニツナモ兩度に／役ニ立畢、御輿カク事、下人ヲヤトイツレニ計カヘ由、我カ身ヲハ御輿ニツクヤツカズノ体ニ仕候間、／<sup>(七)</sup>か様之事以來念可入事也、乍去、当行衆末ノ／役ニテヲサナキ者ノ力ワ

ザニ難成間、面々／カイト脇方力者ニ手ヲカケサセ可申事也、  
一十九所者当行衆役也、二人持テ行也、是モ結布ノヲハ当行衆取由也、  
十九所モワキカケサセ可申候、／一円に力者ニ持せ候事、曲事次第也、

一裏頭之事、一円衆堤<sup>(堤)</sup>之役之様ニ昔之旧記ニ見タリ、／今度者寺僧衆人別ニチャウチン管ツ宛ヒタタレキニ／持せ、樓門ノ外ニ東上ニ北ノ脇

ニ立畢、西院之衆者南ノ／<sup>(八)</sup>脇ニ東上ニ立畢、  
一行烈<sup>(烈)</sup>之次第、

一番ニ仕丁広次・元吉二人、左右ニ樓門ノ外石壇ノ上ニ立テ諸事相調、ヲウト云テ出ル也、

二番ニ中綱左右ニ行、今度者三人出ル、

三番ニ白人ノ地下人、

四々ニ黄衣ノ神人、御屏風并戸帳兩人左右ニ、

五々ニ中行、御幣持、神人一臈役也、

六々ニ中行、麗水、

七々ニ中行、神人、樂人之衆ハ神主廻ニ行也、

八々ニ御輿、当行衆末二人、教音房・実春房、

次二十九所、左右二行、西院当行衆二人春教房・長泉房、

次ニ成業左

一柱松明、楼門ノ外北南左右ニ二本立、鳥居ト楼門トノ真ノ中ニ左右ニ

二本立、鳥居ノ東ノ方ニ間目程ニ二本ノ左右ニ立、鳥居ヨリ内ニ以

六本也、西院ノ弁才天ノ南ノ角ニ二本、南大門ニ二本、若宮殿ノ北

ノ方ノ角ニ二本、西院ノ丑寅ノ角ニ二本、金堂ノ北ノ雨タレノソト

ニ二本立也、楼門ノ前ト金堂北戸ノソトニハ替松明用意シテ立替ノ

畢、

(九ウ)

樂ノ次第

一ランヂヤウ

一テウシ

一サントイノキウ

一ジツテン

一テウシヲ始テキヤウガウ

金堂ニテ、テウシヲシテ後ニ、

一萬歳樂

一サントイノキウ

一笛ニ芝丹波、越後名代也、

一サントイノキウ

(一〇オ)

一ヒチリキ木工

一太鼓左近

此外寄進仁二三入越体也、

一金堂正面格子ノ内、西ノハシ、北ノ後堂ハハイル戸ヲ指テ直テノ上ニ

住連ヲ引、八幡ノ御前ノミス二間懸テ灯炉ヲモノ三ツカ、カラ竹ヲワ

タシツリ御明進之畢、爰ニハ八幡ノ外ノ机ヲ直テ神供モ備、神樂モ

爰ニテ有、八幡ノミスノ今一間残テ有ヲ二階ノ南ノ口ニカクル也、二

階ノ北ノ方ニヨシスタレ三間カイ候テカケ畢、二階ニ有之クラカケ

二ツ、机ニツ神主拝領也、ヨシスタレモ取由也、

一金堂ノ大床正面ノ西脇拵切テ長床ヲ敷、常ニ勤行有之、下遷宮ノ後、

明三日之間千卷心経有之、西座共出仕也、常ノ講門等萬爰ニテ有之、

下遷宮ノ夜モ、御神供相濟畢テ、両座ノ衆モ爰ニテ取肴ニテ酒ヲ

用意ノ直悦有テ退散也、扱寺家ノ被官ノ共ニモ骨ヲ折つる間、酒ヲ吞

セラル、也、

一八幡ノ内陳ノコマ犬・机、十七日七つ時分ニ神主御殿へ入、取出、ノ

神人ニ渡、金堂ノ二階ノ下南ヨリニ新コモヲ敷直也、

一吉祥天女・八幡画像之本事、右同前ニ二階ノ下、舍利ノ花ノ台ノ上ニ

直也、

一下遷宮以後毎日洗米ニ御酒・神樂有之由、先規之ノ旧記ニ見タリ、乍

去、今度者十日ニ一度ツ、千卷心経ノ在之テ、御酒・洗米・神樂等有

之、無人ニテ何角不成故、諸事勘略也、

一蓋ノ葺初ニ、六月廿四日洗米ニテ御酒進之也、檜皮大工ノ吉右衛門ニ

料足廿疋遣了、蓋能念入用ニトノ事也、

一御殿ノ廻辻子ノ内、神木ハエ、覆蓋クサルニ付、ノ七月三日ニ光英法

印神道ノ木ヲ切、大事評定ニテノ其後枝ヲ打、本切四五本致畢、檜木

壹本、カシノ木、ナギノ枝、白槇・シイノ枝等也、

一本社・脇社二百ツホ余有之由、蓋葺吉右衛門申候、ノ本社四十坪・脇

社卅坪宛在之由也、

一上遷宮之事、幸徳井日取八月廿三日と申来候事、ノ諸事下遷宮□不替

間、略ノ不書之、

一御殿御道具、御劍・仏具・三面・花瓶等大事之御道具ノ在之つるヲ、

今度遷宮ニ不見間、旁々穿鑿雖／在之不知、右秀頼さま御造宮被成以後、盗人御殿之／金灯炬三つ盗取つる間、左様之刻取つる哉之／事也、

右之御道具之日記神主方来問、／記之、

神主方来御道具之注文

- 一 (矢蓋) 四人まえ
- 一 (一) 一弓 一帳 (紙) 但錦袋二人、
- 一 (一) 一かふら矢 三筋
- 一 (胡床) 一御太刀 三ふり
- 一 (一) 一あくら 一つ
- 一 (一) 一御しとね 一つ
- 一 (一) 一御屏風 一双
- 一 (一) 一御きやうそく 一つ
- 一 (一) 一神馬 くらおき一疋
- 一 (一) 一十二せん
- 一 (一) 一へいじ 三つ
- 一 (一) 一御碗箱 一つ
- 一 (一) 一御花瓶 一つ
- 一 (一) 一御たかつき 廿五
- 一 (一) 一ゆとう 三つ
- 一 (一) 一仏具 三面

右分御殿御道具也、但此内不見分多在之、

寛永十七年<sup>(二二ウ)</sup>辰養天満小宮三所破損之／間、八幡宮正遷宮以後、造宮可然旨一／決ニテ、八月十七日ニ宝積院光英法印被遷宮／者也、同年九月廿三日ニ正遷宮在之、学侶衆／・同西院衆茂出仕ニテ御酒等在之、大工甚兵へ／八幡ノ御廊ニ而令細工者也、時之神主、今在家／孫右衛門出了、仍如件、

(終)

⑤八幡上葺下遷宮之帳(寛文十一年)

寛文拾一年

八幡上葺下遷宮之帳

辛三月 日 仲経法印

一八幡御殿・脇社・中門上葺畢、／遷宮之日取幸徳井ヨリ三月九日／下

遷宮在之者也、禰宜申分子細者、／勿論内陳之御道具不殘金堂へハコ

ヒ候、／外之コマ犬ハ金堂へハコヒ申事、前々方不持／来候、神主申付候へ共、一円ニ同心不仕候故、／神主寺へ、禰宜共ニ申付候へ共、

我等か申分ニハ／同心不致候程ニ、寺ヨリ仰被付様ニト申候故、／荒寺僧中御廊へ出、右之通禰宜申候／ツキ、右之時ハコマ犬ソコネ候故、

御廊ニテ禰宜ニ／出サセテ採色致候、其例ヲ引、寺ヨリ申付テモ曾同心不致、房敷立破掃了、／其趣ニノ下遷宮之時ハ禰宜一人モ無之、

御幣ハ／堂童子一藪ニ持せ遷宮在之也、事外大雨／降了、

一右庚辰ノ年上葺、綴上葺ニテ辛亥ノ／年マテニ卅二年タマリ畢、今度上葺、／本社・両脇社・中門マテ皆是葺了、／檜皮棟梁奈良幸ノ丁権

三郎ト／申者皆料ニ誂、銀三貫四拾匁ニテ渡畢、／寺ニハ一円不携候、葺テハ吉野六田／カラ以上六人来リ、何も上手共ニテ有之、／檜皮長

サ二尺二寸、葺足下五部<sup>(分)</sup>・中六部・上七部ニ究了、蓋ノ祝、棟梁ニ／銀百匁、其外檜皮大工ニ鳥目二十疋宛／遣了、

一下遷宮前ニ荒神供祈禱在之也、／三月四日円徳院専慶五師<sup>(三ウ)</sup>・養勝院尊盛五師・福寿院克勝五師<sup>(三ウ)</sup>・地藏院興胤五師・龍眼院玄栄得業<sup>(三ウ)</sup>・太尊院高栄得業・福寿院堯胤法師、／以上七人ノ廿壹座被祈禱者也、

其外／残学侶衆・堂方衆ハ千卷心経在之、／赤飯仏供ニ豆腐ノ吹物、取看壹献之<sup>(四オ)</sup>心持ニテ、四ヶ郷庄屋衆・禰宜・仕丁<sup>(四オ)</sup>・中綱、此等ヨ

ひ一献させ畢、地下人へ、心指／人々白衣ニテ成共、又ハ袴・肩衣ニテ成共／御供可仕旨被申渡也、前三日精進也、

一神主精進ニ入被申、別火料之事、右之時者／八木壹石五斗ニテ両度々々ニ被渡候か、此度<sup>(四ウ)</sup>壹石ニ究候て渡畢、神主色々申候得共、是／非共堪忍致させ畢、

一禰宜一藪・二藪両度ニ壹斗宛別火料／渡畢、以上京升式斗也、

一下遷宮之夜御神供之事、八幡ニテ出立ニ／京升五升、又金堂ニテヲチ

ツキノ御供京升<sup>(五)</sup>、合卷斗欄宜ニ下行スル也、明日カラ洗米三日ノ間、千巻心経在之也、其後カラ十日メニ心経在之、

一御輿洗事、八幡川ニテ宗円<sup>(ハ)</sup>・玄良<sup>(マ)</sup>ノ承仕長音・フレ宗三郎、此等ニ

洗七畢、遷殿ノ二階掃地・焙<sup>(燻)</sup>、川水ヲ汲セテ二階洗七畢、

一遷殿南ノ方ニ簾二枚カケル、北方ニモ古簾ノカケル、西方面ヘハコモヲハル也、

一遷殿ヘカケ橋長三間五尺也、橋ノウラニハ五寸通之竹式つわりニノカ

キ付畢、西東ヘサシタル<sup>(貫)</sup>ノヌキヲ取也、

一御輿之通ハシユチン<sup>(細珍)</sup>ニテ引廻、水引同事ニテ<sup>(六)</sup>引廻也、

一御輿ノ内、荒コモ一反・茅コモ一反敷テ遷畢、遷殿ニ階コモ二枚、以上四枚神人ノ一藪役也、鞍懸ニツ入、

一蠟燭一丁八幡ニテ入、葉師ノホリハシノ中程ニノ左右ニ蠟燭二丁、上

遷宮時モ如此也、ノ金堂ノ上西東ノ柱ニ灯カイニツ打、油火灯畢、

一<sup>(六)</sup>千早之布壹端神主下行、

一御前之キサハシカラ中門マテ敷布壹端、神主ノ金堂之ニ階ノハシニモ

八幡ニテ敷タル布ヲ敷了、

一御幣ノ元布、

一御神裏布、

一十九所結布、 一御屏風ノ結布、

一御輿ノツナ布、 一神人一藪ニ千早布、

一御輿八幡ガカイテ葉師ニ其俣直テ、又上遷宮ニノ八幡エカイテカラ、

葉師ヘ御輿ヲ当行衆カイテノ金堂ヘ入直也、御輿ノ布ツナ当行衆拝領

也、ノ是モ両度ノカヌル也、

一十九所者当行衆役也、二人持テ行也、是モノ結布ヲハ当行衆取也、十九所役延寿院ノ実春房・上生院学善房、上ノ役也、御輿者ノ寿明院長

真房・龍藏院教宣房、是ハ次役也、

一如先規寺僧衆人別ニチヤウチン一ツ宛ノ持セ、ヒタ<sup>(直垂)</sup>、レキ也、楼門之

外ニ東ヲ上ニ北ノ方ニノ学侶衆、南ノ方是東ヲ上ニシテ堂方衆左右ニ

行例也、

一行例之次第、

一番ニ仕丁一藪元次・二藪広泰ニ任ル、ノ二人左右楼門ノ外、石垣ノ

上立テ諸事相調、ヲウトノ云テ出ル也、

二々 中綱左右二行、

三々 白人ノ地下人□、

四々 神人、御屏風并戸帳、兩人左右ニ、

五々 中行、御幣持、神人ニ藪役也、

六々 中行、麗水、

七々 御輿、当行衆末二人<sup>(長真房)</sup>、

次二十九所左右二行、当行衆<sup>(実春房)</sup>、

次ニ<sup>(成業)</sup>、但重衣ニ白五帖ヲカケル也、

一<sup>(九)</sup>下遷宮・上遷宮蜂起在之、

鳥井ノ外左右ニ、中門マテ左右、何も打カケ<sup>(打懸)</sup>ノケサニテ、

一柱松明、楼門ノ外北南左右ニ二本立ル、ノ鳥井ト楼門ト真中ニ左右ニ

二本立、ノ川堤ニ左右ニ二本立、以上六本、南大門ニ二本、ノ若宮殿

ノ北方ノ角ニ二本、西院ノ丑寅ノ角ニ二本、ノ金堂ノ北ノ雨タレノソ

トニ二本立也、

一麗水、招提寺長老代不動院尙勤房ノ雇畢、奉物鳥目<sup>(巻)</sup>壹貫文取ニ遣也、

一幸徳井日取之礼ニ鳥目五十疋遣也、

一御輿ハ寺家ト西院八幡之御廊ニテノ採工<sup>(細カ)</sup>ニ致畢、ヘリハ上々瀑<sup>(曝)</sup>壹疋入也、

一金物皆ハスシテ大坂ニテ洗畢、金物數ノ四百卅余有之也、



一 御殿前後之樹木大方切畢、

一 御殿瓦峯・獅子首、以上三ツワレ畢、／五条助左衛門子共作申候、代

三拾匁ニ出来畢、

一 御殿蓋ノ脇社坪数、百坪有、

一 正遷宮前ニ禰宜トモ詫言ニ、西音寺大庄屋／・九条ノ八左衛門・五条

ノヤ次右衛門・六条市兵衛、此等／被出候て色々申候故、何も寄合、

一 藤・二藤ニハ／申分雖在之、今時分忙敷ノ時分之事ニ／隙欠申所迷

惑存候故、前々通ニ役目／仕候へハ、なをく可申候間、弥々無沙汰

不致様、／急度被仰付頼申候、就其、上遷宮之時、禰宜／共前々通御

供させ申候、

一 八幡御殿之内掃地仕、阿闍梨尊慶五師／内陳之内脇社被致候、

一 中間ニ大四目張、水垣北南ニ四目ハリ畢、

一 正遷宮同年六月十六日幸徳井之日取ニテ／在之也、様子何も下遷宮通、

万事違／無之候、

一 御殿脇社・中間・水垣丹ニテ採色畢、／絵之分者右之通ニテ直申候、

一 今度遷宮之刻、十九所明神下書写／直也、為後代重宝可有者也、

寛文拾老年<sup>辛</sup>亥六月十八日書之者也、／為後代造宮一々註書付畢、

(終)

⑥遷宮行列次第 (寛文十一年)

一 寛文十一年

遷宮行例次第

一 辛三月九日

柱松明立所

一 楼門外南北、左右二本、

一 鳥居下楼門ト中間、左右二本、

一 鳥居外北ノ角、左右二本、

一 弁財天ノ南方、左右二本、

一 南大門外、左右式本、

一 若宮殿北ノ角、左右式本、

一 西院ノ丑寅角、左右式本、

一 金堂北雨垂外、左右式本、

以上松明十六本、旧松明用意ノ立替也、

一 蜂起之次第、

一 鳥居外ニテ五シ切、一 南大門五シ切、

以上遷宮前、

一 中間ニテ五シキリ、遷宮以後也、

一 中下藤貝吹衆行例次第

左 高栄 秀円 胤繼 政英 高範

右 実応 堯胤 専秀 光算 尊算

八幡宮御輿行例次第

一番 仕丁元次・広泰二人、左右に／楼門ノ外、石壇ノ上ニ立テ、諸事  
相 調テ／ヲ、ト云始也、

二番 中綱、左右二行、

三番 白人ノ地下人、<sup>是ハ永正ノ旧記ニ如此、</sup>

四番 黄衣ノ神人、御屏風并戸張兩人、左右二行、

五番 中行、御幣持神人、一藤役也、

六番 中行、麗水、

七番 中行、神主、<sup>樂人者神主廻ニ行也、</sup>

八番 御輿、当行衆上二人 実春房、教宣房、学善房、長真房

九番 十九所、左右行、当行衆二人、実春房、学善房、長真房、教宣房

次 左成業、右堂方大、二行二、(裏表紙、異筆)  
「八幡遷宮之記」

⑦八幡宮上葺修復日記(享保三年)

(表紙) 享保三 戊戌年十二月日  
八幡宮上葺修復日記

高範法印記之、

一 八幡宮御殿・脇社・中門上葺、寛文十一 辛亥年 / 皆造宮在之、至享保三 戊戌年所経四十八年也、 / 其間地藏院長雅年預之節修復を加へ畢、  
然レトモ其記録一乱以後失墜スル故、今度ハ / 依寛文十一年之記録遷宮之次第 / 相勤畢、  
一 本式之遷宮之次第ハ寛永十七年并寛 / 文十一年之記録ニ具ニ在之、今度ハ修復 / 計故、任長雅修復之例、八幡宮南ノ / 御廊、北ノ端ノ廊門之側ニ南向ニ新敷 / 松板を以柵ヲシツラヒ、北東西ノ三方ヲ / 板ヲ以カコヒ、内陳ヲ二間四方ニシテ、南ノ方ニハ / 正月吉祥行法之時ノ敷居・鴨柄ヲ以構え、 / 障子ヲ立、外ニ翠簾ヲ懸畢、内陳ノ柵ノ上ニハ / 新敷薦ヲシキ、御神体ノ下ニハ菅ヲ以薦ヲ拵へ / 敷畢、中門ヨリ御廊迄新敷薦ヲ敷、双 / 方ニハ法隆寺・中宮寺宮様ヨリ菊ノ御紋ノ幕ヲカケ北南ニ引畢、学侶衆中下藪 / 堂方三四人モ手伝、承仕二人・禰宜二人 / 中綱一人・堂童子式人ニ手伝させ畢、

(終)

一日取ハ本式ハ幸徳井へ申遣、此度ハ仮遷 / 宮ナル故、神主ニ日取させ、十月廿五日下午 / 遷宮在之、依之内陳ノ御道具、机并コマ / 犬等迄不殘人々ハコヒ畢、

一 下遷宮前二本式之時ハ二十一座ノ荒神供 / 在之、長雅時節ハ修復ノ事ナレハ荒神供 / 無之、今度ハ任先例南ノ御廊ニテ十座 / 荒神供修之、高範・堂司・明範以上 / 三人ニテ修之、外ノ学侶衆・堂衆ハ心経 / 誦在之、即十月廿五日昼過方修之、 / 其供物・御酒ヲ下遷宮過ニ北ノ御廊ニテ / 役人并四ヶ郷ノ庄屋・年寄ニ戴頂させ畢、

一 神主別火料之事、寛永年中ノ時ハ壺石 / 五斗ナレトモ、寛文中ノ時ハ減之、壺石相渡、 / 今度ハ本式ノ遷宮ニテハ無之間、八木五斗 / 相渡畢、神主色々申候得共、兵庫ヤ敷ノ / 宝殿ノ木ヲ切、枝等ノ神主へ遣シ畢、此度ハ / 八木のつり無之故不遣、米五斗ハカリ遣シ畢、

一 禰宜一藪・二藪ニ下遷宮ノ時五升ツ、上遷 / 宮ニモ五升ツ、二人合両度ニ式斗遣シ畢、

一 堂童子二人・中綱一人、是ハ先年ハ別火料 / 遣し申事無之、然レトモ此度者禰宜名代ニ / 手伝させ申故、一人ニ三升ツ、三人ニ九升、 / 但中綱ニハ別火料不遣也、正遷宮ノ時モ右之通相渡シ畢、  
仕丁一藪ハ広泰、二藪父ハ元次ナレトモ、只今ノ / 二藪ニハ未名乗ヲ不遣之間、此度元次ニ任シ畢、

一 御幣ノ紙、杉原笠紙三四帖用意畢、 / 布モ三反ハカリ用意畢、是ハ十九所ノ / 明神ツ、ム用意也、

一 下遷宮之時、御輿ニテ御殿ヨリ御廊迄 / 行幸也、禰宜二人・堂童子二人ニカ、七畢、 / 御殿之内ニ尊在之、右ノ御神体ハ、長雅修復之節 / 厨子ヲ新敷拵入畢、御輿へ移申時ハ、厨子着御在テ後、 / 三尊共二一ノ輿ニテカキ可申也、此度ハ / 無案内ニテ厨子共ニ御輿へ入畢ル故ニ、 / 中ノ御神体一度、脇立ノ御神体一度ニテ、 / 二度ニ移畢、御廊

近ノ事故不吉、若ノ金堂江移シ申時ハ置付可在事也、遷殿ノ<sup>(五)</sup>跡ニハ古キ翠簾ヲ二ツカケ、其外ニ吉祥ノ時ノ<sup>(七)</sup>紙帳ヲ懸ケ畢、

一 下遷宮之夜、本社ニテ出立ノ御供京升五升、<sup>(七)</sup>遷殿ニテ落付ノ御供五升、兩度ノ御供料壹斗<sup>(五)</sup>ノ下行畢、翌日ヨリ三日之内千卷心経ノ学侶衆・

堂衆出仕畢、其後八十日ニ一度ツ、<sup>(五)</sup>千卷心経在之、南ノ御廊ニテ修之畢、<sup>(五)</sup>閏ノ十月ニ三度、十一月十五日・朔日、極月朔日、以上六度御供備畢、此度京升五升ツ、禰宜ヘ下行畢、

一 本社内陳之内、東北南ノ三方ノ板ニ雨漏リノ<sup>(六)</sup>跡在之、見苦敷故此度胡粉ニテ塗らせ畢、<sup>(六)</sup>是ハ大風之時三方ヨリ吹コミノ漏リ成ル故、<sup>(六)</sup>脇社・本社ノ取り付前ニハ部在レトモ、後ノ方ニハ部<sup>(六)</sup>ノ無之故、ケ様

ニ吹コミ申故、此度左右方ノ屋ねノ<sup>(六)</sup>取付ニ部ヲさせツリ畢、本社ノ丑寅・辰巳ノ<sup>(六)</sup>角ニモツリ板ヲ北南ニツリ畢、

一 御褥古ク成申故、羽二重ノ絹を以御フトンヲ<sup>(六)</sup>三つ拵、御褥ノ畳の上ニ縫付畢、其外<sup>(六)</sup>ノ内陳之御道具ハ不苦故、其俣差置畢、<sup>(六)</sup>内陳に高机

三脚在之、少々損シモ在之故、<sup>(六)</sup>此度塗師ニ申付塗セ畢、御膳ノ高ツキモ<sup>(六)</sup>ノ十八在之、悉塗セ畢、外御供ノサンボウモ<sup>(六)</sup>ノ御膳採色仕直し、

絵を書セ畢、外ノ<sup>(六)</sup>大机一脚、外ノ師子ニツ<sup>(六)</sup>採色為致畢、<sup>(六)</sup>高欄ノ擬法珠モウルシニテ塗セ畢、

一 寛文十一年ヨリ此ノ戊戌ノ年迄四十八年ヲ<sup>(六)</sup>経ル故、本社・脇社共ニ軒付悉ク大敗壞に<sup>(六)</sup>及故、本社・脇社前後六方ノ軒悉茸<sup>(六)</sup>替畢、上ノ

やねハさし板ニテ修復の分也、<sup>(七)</sup>夫故檜皮大分入畢、<sup>(七)</sup>檜皮 十九駄 駄賃共二、

代壹貫目計也、  
蛇腹裏カハ裏板・さし板  
代三百五十匁計

竹釘 式石八斗

代九拾四匁三分 壹束ニ付三升替也、  
二十四割 三十四本

代廿四匁  
やね葺手間 三百六十三人

代七百廿六匁 一人ニ付式匁作料也、  
右之飯米 七石式斗六升、一人ニ付式升ツ、

代九百四拾三匁八分、石百三十匁かへ、  
カタヲリ金釘 代物通ニ有、  
葺入用

外ニ  
メ三貫百三拾八匁壹分余り也、  
獅子首ノ瓦 瓦や又三郎

代三斗、銀ニノ三拾九匁、  
大工手間 廿一人

六十九匁三分 塗師や手間入用  
百五拾八匁六分 彩色絵や竹坊権之助

宮三社長押ヨリ下、瑞垣中門ノ扉ノ<sup>(六)</sup>繪獅子・御膳ノ彩色入用也、  
翠簾 九懸

代百拾七匁 郡山から町翠簾や仁兵衛

右  
惣合三貫五百廿式匁余り也、  
委ハ年預払帳ニ有、

一やね屋五丁の事、孫六寺家江願之候作料、一ノ人ニ付式匁五分ニテ有

之候、飯料一日ニ式升宛ノ御渡シ候者、作料モ一日を式匁ツ、ニ致シ

可申旨、ノ寺家江願ヒ申故、惣而一山の用ハ何れニテモノ年預江式升

ツ、相渡シ申故、年預ニ而毎日ノ五丁相勤候時ハ、作料式匁五分ニ飯

料式升ツ、入申故、彼方江飯料相渡シ申時ハ、毎日五分ツ、<sup>(九ウ)</sup>下直ニ罷成候へハ、三百六十工ニ八百八十匁ノ惣寺ノ得付申故、孫六江飯料相渡シ申故ニ評定相極り畢、又孫六願申候ハ、郡山ニ而五丁仕候へハ、昼食朝之内ニ持參申さねハ難成候、此元ニ而何方成共かり候而相勤候へハ、食たき一人加増之間、遠方毎日參候も遅速有之迷惑仕候間、承仕快伝方ニ而頼申度旨、願ひ申候間、其段ハ孫六と快伝と相談次第二候、寺家ヨリ承仕江申付ル事ハ難成候、其子細ハ、式升ツ、ニテ飯料相極候上ハ、式升の内ヨリ毎日一人前五分ツ、を寺家江算用有之道理なれハ、寺家ヨリ是非に相勤候へとハ難申付候、兎角快伝と孫六との相談次第二可仕之旨申付畢、其上ニ而快伝<sup>(二〇ウ)</sup>五丁相勤事者寺家の勝手ニ能有之故、薪程の事ツグナイ遣し可申筈ニ相極畢、

一 御殿の翠簾彩色モ、寛文中中ノ上葺之時ハ、学侶・堂方老若共毎日八幡宮江罷出相勤候へ共、今時ハ世間モ花色ニ罷成、還而造花も多入可申間、アツラへ申事可然由ニ評定相極、双方共ニ詛畢、

一 中門モ裏ガハ迄クサリ申故、裏板を仕直候、<sup>(二一ウ)</sup>檜皮の余リニテ葺七畢、

一 棟の獅子首の瓦モ、先年の大地震之時、南ノ方ノ脇社の瓦落申故、其俣差置、此度ノ瓦やに申付、後の築地ノ瓦モ処々敗損させ畢、

一 塗師屋の俣ニ御廊の礼盤并前机<sup>(二二ウ)</sup>ニ脚塗り直させ畢、

一 正遷宮極月十五日ニ正神主ヨリ日取有之故、十五日八つ時分ヨリ学侶・堂衆罷出、脇社の内陳ヲ掃除シ、十九所明神ハ此方ニテ遷宮ノ相勤移畢、是通戸帳無之故、脇社の内陳江參候へハ不残拜せられ申故、あまり浅間ニ見ユル故、此度布ニテ戸帳を仕而前ニかけ畢、其外諸道具ハ不残社壇江<sup>(二三ウ)</sup>入、本社三尊計神主ニ相勤させ畢、其夜御供ハ御出立の御供ハ彌宜江五升ノ相渡シ、社移以後移徙<sup>(二四ウ)</sup>の御供ハ赤飯を寺家ヨリ備へ畢、其余分を參詣ノ郷中者・内の者共マテ頂戴

させ畢、御酒モ遣し、何も頂戴シ千秋万歳の祝義相勤畢、四ヶ郷ヨリ御酒之為ニトテ五升樽差上ケ畢、

一 大永・天正・天文之旧記ニハ、正神主・権神主ノ二人有之、今時ハ一人有之故、此度父子ノ二人來、下遷宮相勤候間、父を正神主とし、子將監を権神主と書付畢、

一 上葺成満之上ニ而、棟梁孫六・手間取五人、以上六人を振舞、其上ニ而孫六江銀五十匁、外五人江式百文ツ、祝義遣シ畢、<sup>(二五ウ)</sup>

一 上葺之内、円成院ガ一度、金藏院ガ一度、養徳院ガ一度、以上三度赤飯ニ酒肴ノ遣シ、孫六其外の者共江饗応シ畢、次テニ学侶中老若・西院老若・役人共迄振舞畢、夫故西院惣中方も右之通一度持參有之饗応畢、

一 御殿掃除之後、法印高範内陳之内麗<sup>(二六ウ)</sup>ノ水、脇社之内陳も同ク麗水畢、則ノ伽羅を三社共ニ焼畢、

一 中門ニハ大七五三、西ノ瑞垣ニハ長七五三、彌宜共ニ申付引畢、

一 十九所明神之神体をハ、寛文中中ノ造営之節悉ク写させ畢、此度ノ裏ノ書付共写、則凶ニ書付畢、<sup>(二七ウ)</sup>

寛治年中之比、被凶御体之処、<sup>(二八ウ)</sup>其地依為障子、為虫被七損、仍永仁三年三月廿一日奉書改畢、

権神主右近衛府生	繪師	法眼	堯巖
正神主右近衛府生	筆師	頼澄	大法師
大行事権寺主從儀師	紀	是重	
別当権僧正法印大和尚位顯覚	紀	是勝	
	快舜		

一社	コレモ不見、 第三間
四社	河合明神 □ 不見、 第二間
南ノ脇社	龍田明神 大神明神
一社	武内大臣 第一間
神宮皇后	
僧形八幡宮	
玉依姫 (タマヨリヒメ)	
五社	柳本明神 第一間 辰巳明神 宮藺明神
五社	今柴明神 第二間 榎本明神 藤本明神
北ノ脇社	山柴明神
六社	北良明神 酒殿明神 □ 第三間

十九所明神と申セ共、以上二ハ廿二社在之、可為之、中ノ御殿ヨリ左右江一二とアリ、山城国石清水八幡宮ニハ本社之脇ニ武内ノ大臣ノ宮在之、当寺ノ八南ノ脇社之内ニ在之故ニ、別ニ宮ハ無之、御廊ノ北ノ小宮ハ松童子ノ宮也、寛治年中ハ堀河院ノ年号ニテ享保三戌ノ年迄六百三十二年也、保元・平治ヨリ六十年余以ノ前也、永仁三年ハ後伏見院ノ年号ニテ享保三戌ノ年迄四百三十四年也、元亨年中ヨリ二十年以ノ前也、

(二五ウ) 一 正遷宮十五日、日中時分ヨリ少々雨降、少止畢ル故、八ツ時分ヨリ学侶・堂衆出仕、諸道具内陳江納畢、神主者七ツ時分ニ被參、諸事用意有之、暮六ツ過ヨリシキリニ雨降候へ共、本社三尊菩薩・御道具ノ不殘遷宮畢、双方ニ引たる幕も大分ヌレ申故、円成院ニテ干シ、御礼として素麵廿把差上ケ畢、其夜四ヶ郷ヨリモ庄や・年寄參詣有之故、遷宮以後、於北ノ御廊ニ御供・御酒頂戴畢、此度者ノ結講ニ修復畢、千秋万歳、翌十六日朝、学侶・堂衆不殘出仕、千卷ノ心経有之、御供毛備畢、則五升下行畢、其上ニテ承仕快伝江此度ノ分骨として八木三斗、八幡留主の浄円ニモ壺斗ノ拜領有之、御殿上葺何角入用、四貫目余リノ入用也、今度者先年ノ一乱以後者唯寺毎有之故、存分ニ御修復相勤畢、八木者兼々用意ノ可有之事也、仍所記如件、

(二七ウ) 享保第三戌戌極月十八日

一 藤法印高範記之、

一 下遷宮之時、桶樟杉新敷用意由、是ハ神主ノ下遷宮之時ハ御殿之内陳ニテ入用也、正遷宮ノ之時ハ遷殿の内陳ニテ入用也、其後者神主可被拜領也、即其夜神主持歸ル也、

(終)

⑧ 正遷宮之記 (宝曆七年)

(表紙) 宝曆七年丁丑年

正遷宮之記

十月八日 英弁擬講一

(二オ) 一 八幡宮御殿修理之義、去四月衆評ノ一決、郡山本町山本平六へ四貫五

百目ニ而檜皮屋ね葺かへ申付、積帳面等為指上畢、

一 七月十一日吉日ニ候付、下遷宮作法致、ノ摩利支天之内板ニ而かこひ、

奉遷之、／委細別記之、

一御殿屋ね替、七月以來相算候二付、此節／大概出来、彩色并御簾之事、

新調／二申付、御簾者郡山紺屋町奥田屋／市郎兵衛と申者江、百八拾

目二而三社之／共二申付畢、彩色者、

丑十月七日衆評一決之事、

一御殿修理年内ニ者大方成就可致、／正遷宮之義来年三月之積りニ諸／事相極メ、三月二日より二七日之間／御法樂之法事修行致シ、且神宝

／等諸人へ為拜可然哉、段々及衆評、／其通一決畢、依之十月十八日  
南都／御奉行所願書指上ル、

奉願口上書

一当寺鎮守八幡宮之御殿修理／成満仕候二付、来寅ノ三月二日正遷／宮

仕、当日夕十五日迄二七日之間、／為御法樂法事修行仕、并仏像／

神宝等為結縁諸人ニ拜見為致／度奉存候、且又御当地へも標札／差出

申度候、右之段御許容被成下候／様偏ニ奉願候、以上、

宝曆七丁丑年

薬師寺惣代

宝積院印

御奉行所

右之通齋藤倉蔵取次ニ而差出候所、／翌十九日被呼出、願之通被聞届

候、／勝手次第第二執行可致被申渡畢、

一十一月十一日御奉行所江罷出口上書／左之通、

一当寺鎮守八幡宮修理成満二付、／来ル寅ノ三月二日夕二七日之間法事

／執行、并仏像・神宝等拜見為致候義、／御願申上候所、御許容被成

下難有／奉存候、依之標札差出度候所、

御当地

樽井町

奈良坂

肘塚村

郡山

柳町門前

高田門前

三条尼辻

大安寺村

寺中門前

右之場所へ標札出シ置申度奉存候、／御聞届被下候ハ、難有可奉存候、

以上、

宝曆七年丑十一月十一日

薬師寺惣代宝積院印

御奉行所

右之之通差出候所、早速聞届有之、／勝手次第第二可致被申渡、取次齋

藤氏、

一同日、興福寺文豊本江北之坊を以／申遣口上、明年当寺八幡宮正遷宮

二付、／法事執行致候、依之猿沢辺へ標札出シ／申度候、御支配下二

候故、御届申上候、則写／懸御目候、七犬寺最初勸願所、

一当寺八幡宮正遷宮仁付、從來寅ノ三月／二日十五日迄二七日之間法事

執行、并／本地仏・神宝等為結縁令拜見者也、

丑十一月一日

西京 薬師寺

一十二日、北之坊人足四人ニ標札為持、標札／為立ニ參ル、樽井ハ興福

寺相濟候へ者、外ニ／届候所無之、樽井町用人江五百文遣之、／札世

話頼置、但シ標札者仕舞此方へ戻ス筈、

一奈良坂村ハ庄屋江相届ケ、標札世話之儀、／奈良坂薬屋江式百文遣、

世話頼置、

一肘塚村ハ庄屋江相届、井上町用人江式匁三分／遣之、札世話頼置、大

安寺村も庄屋へ相届、／葉屋茂右衛門江式匆四分遣之、世話頼置、右  
／之分北之坊罷帰り申出、

一十三日、郡山寺社奉行月番竹内覚左衛門へ、<sup>(六ウ)</sup>西之坊を以柳町門・高  
田江三条村江標札出申／度趣申遣、標札写・訴書等為念持七遣、／留  
守故罷帰り、十六日ニ参候所、勝手次第／指出可申返事有之也、

一十七日、北之坊大工人足等召つれ、郡山江標／札出シニ参ル、柳町五  
町目・四町目両方年寄江／相届ケ、町之用人江式匆遣之、世話頼入、<sup>(七オ)</sup>

一高田町者材木町年寄江届ケ、高田之門番へ／百文遣之、世話頼入、廿  
辻者横領之支配所へ／札立候故、横領庄屋江相届ケ、札世話之儀者  
横領八郎兵衛江百文遣之頼置、右之通北之坊／申出也、

一廿三日、斎藤倉藏江参り、明年法事中迄万人／講相勤、御神前二而御  
鬮を以捧物頂戴為致候／義願度旨談之、又用人久右衛門・源左衛門江  
茂<sup>(七ウ)</sup>／右之趣相談致、内意伺之義頼置、

一廿四日、源左衛門へ参候所、明日拙者当番ニ候間、願書／表へ御出可  
有之被申、

廿五日ニ指出願書左之通、

一当寺八幡宮正遷宮仁付、明年三月二七日／之間法事執行、神宝拝見為  
致候儀、御許／容被成下難有奉存候、御殿之儀修理成<sup>(八オ)</sup>／就仕候得共、

御廊神楽所等相残り、自力ニ／修復難仕候ニ付、近辺在町信仰之者江  
相／対を以、銀高五匁宛之万人講を相勤候、右講／中江相加り候者江  
者、法会中御神前之捧物／を、御鬮を以講中百人江頂戴為致度奉存候、  
／御廊修復之儀ニ候間、何卒右之段御許容／被成下候様偏奉願候、以  
上、

宝曆七年丑霜月廿五日

御奉行所

右之通指出候所、願書之趣聞置候、相對を以／致候義ハ勝手次第第二可

葉師寺惣代

宝積院印

致被申出也、取次倉藏、

極月十日

一南之御廊柱根朽チ下り、桁等折レ、／殊外破損ニ及候ニ付、明年法事  
迄ニ／急々普請可致、先達而衆評ニ及候、<sup>(九オ)</sup>依之今日大工・日用等を  
入、取か、り畢、／普請世話北之坊ニ申付、

一十六日、領下伊兵衛二人足差添、標札為持、／三輪明神鳥居前并八木  
町両所へ標札／為立ニ差遣畢、

一三輪鳥居前ハ神主へ相届候上相立候由、／札世話ハ葉師堂屋へ頼置候  
由、伊兵へ罷帰申之、／八木ハ町年寄江相届相濟候由也、<sup>(九ウ)</sup>

宝曆八年丑正月

一四日大工・日雇等呼寄、普請取か、り畢、

一石屋・豊屋等ハ十六日夕参ル、

一絵師ハ十二日夕参、新色所取か、り畢、

一屋ね・垂木端かな物、京都ニ而めつき／かけさせ候所到来、此節付さ  
せ候也、欄干之ぎほ<sup>(擬宝珠)</sup>うし、是迄かな物無之、<sup>(一〇オ)</sup>此度新調也、大五十目  
に三十目宛也、

一廿一日、南都御役所江指上願書之控、

奉願口上書

去ル丑十月御願申上御許容被成下候／当寺八幡宮正遷宮ニ付、来三月  
二日夕／二七日之間法事執行仕候ニ付、水茶屋／・辻打・見せ物、例  
年二月会式之通、<sup>(一〇ウ)</sup>法事中為賑ひ之為指置申度候、右之／段御聞届被  
成下候様ニ奉願候、以上、

宝曆八戊寅年正月廿一日

御奉行所

右之通指出候所、斎藤倉藏取次ニて／願之趣聞届有之候旨被申渡也、<sup>(一一オ)</sup>

一廿二日、領下伊兵衛二人足差添、南ノ五所村／・宇智郡五条町・ひか

葉師寺惣代

宝積院印

い本、右三か所へ遷宮之／標札為建二遣、五条町は法輪院由緒も有之候／二付、平井六兵衛江書状遣シ頼入、標札為建候也、

一人講興行二付、國中江講札相弘メ候二付、／縁を求メ右札も為持遣也、  
(二一ウ)

二月六日、西京式部参り申候は、今度／御法事二付、楽之儀中間江相談致候／所、一度銀式枚二而は得参上不申候、／他寺江参候は千疋宛二而御座候、乍然、／外之御寺とは違イ神主由緒も有之／事なれば、お頼なれば出仕可申間、礼／之品先年参候時もの同様二成り不申／候様、品御かへ可被下旨也、依之、相談之／上返答可申入申置、八日御役所江／罷出候次ニ衆議之返事申入、兩度ニ銀五枚礼可致間、何茂出仕可被下／頼入候所、式部方迄承知致候趣返事／有之候也、  
(二二ウ)

二月廿四日、七条村禰宜兩人、今在家市々／指出口上書左之通、  
(二三ウ)

一当社八幡宮御神前参物・神楽料、／是迄私共代々拝分仕来候御事御座候、／然ル所此度／正遷宮御法楽御勤被遊候二付、格別之／事故、参物・神楽料共寺中江御取被成候／様ニ被仰付候、此儀ハ私共得心難仕奉存候、／たへ格別之義ニ而候共、宮付之私共候／へハ、前々々拝分仕来り候事ニ御座候、依之／御願申上候、被仰付候趣ニ而八年来禰宜／・市相勤来り候訳難相立、其上参物／・神楽料悉ん切候様罷成候事、気毒ニ奉存候、／多少ニよらす拝分仕、禰宜・市之儀訳相立／候様ニ被仰付可被下候、偏奉願上候、以上、

宝曆八年

寅二月廿四日

八幡宮禰宜  
寺田甚右衛門  
寺田甚五郎

葉師寺

御年預所

御役人中様

右之通願出候二付、令衆評候処、是迄／造花会之内参物遣候へ共、平生之参物／遣し候事無之、今度御遷宮之義者、畢竟非例之事ナレハ、少々遣シ候而も／苦(二四オ)かる間敷候趣ニ候故、高尙貫文有之／時者百文遣之候筈ニ相極メ、於年預所／右之趣申渡畢、

年預  
宝積院  
役者  
法輪院  
承仕  
北之坊

右、立会ニ而申渡也、

一廿五日、酉刻御遷宮神宝等は御廊／二出置、  
(二四ウ)

御供等如下遷宮之時、御湯料共式斗壺升禰宜へ下行之、  
(二五オ)  
奉願口上書

当寺八幡宮御遷宮之法事、弥来月二日／夕執行仕候、然は九日・十五日之兩日は音楽／・法事相勤候得ハ、参詣群集可仕と奉存候、／右兩日法事之砌ハ与力中一頭御指越／被下、御神前御固メ被成候様奉願候、  
(二五ウ)  
右之趣御聞届被下候ハ、難有可奉存候、／以上、  
宝曆八年寅二月廿九日  
藥師寺年預  
宝積院

御奉行所

右之通願出候所、齋藤倉藏取次ニ而、／願之通聞届候と被申渡畢、

(終)